

# 経過措置料金規制解除基準と ガス大手3者の状況について

2020年10月30日

資源エネルギー庁

# 経過措置料金規制の趣旨と解除基準について

- **小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則**ではあるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高い場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、前記指定事由がなくなったと認める時は、規制を解除することとしている。
- 2015～16年に、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において経過措置料金規制の指定基準・解除基準に係る議論が行われ、整理された基準は処分基準等（※1）として規定されているところであるが、基準にしたがって旧一般ガスみなしガス小売事業者202者（2017年4月1日時点）のうち12者について経過措置料金規制が課されることとなり、うち3者については既に小売料金規制が解除されたため、**現在経過措置料金規制が存置されている旧一般ガスみなしガス小売事業者は9者**（※2）である。  
（※1）「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」  
（※2）東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、日本ガス（南平台、初山地区）、京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、河内長野ガス、南海ガス（2020年10月30日時点）
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者からは、ガス関係報告規則に基づき指定旧供給区域等（以下「指定旧」という。）の状況について報告がなされているが、大手3者から本年8月15日を期日として報告された内容を審査したところ、解除基準を数字上は充足する状況が確認された。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、**解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断すること**としているところ、本日は各社の解除基準充足状況等についてご議論をいただきたい。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）> ※附則抜粋

第二十二條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二條第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八條第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなったと認める時は、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

## 1 経過措置料金規制に係る基本的な考え方について

- 今般の都市ガスの小売全面自由化の目的の1つは、小口需要に係る現在の一般ガス事業者の供給独占を廃止し、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することにより、小売料金の低廉化などを通じた需要家利益の増進を図ることである。
- 他方、現在の一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、いわゆる「規制なき独占」に陥ることも想定されるなど、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができない。
- このため、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、こうした場合には、需要家の利益を保護する必要性が特に高いことから、いわゆる「規制なき独占」に陥ることによって需要家の利益が阻害されることがないように、当該旧一般ガス事業者に対しては小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制である。
- すなわち、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間の競争関係に鑑み、小売料金規制の継続なくしては、需要家の利益が阻害される蓋然性が高いと認められる場合には、国は、当該旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課すことによって需要家の利益を保護していく。
- 他方、旧一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められる場合には、原則に立ち返り、当該旧一般ガス事業者に対しては経過措置料金規制を課さず、競争によって需要家の利益を増進させていくこととし、併せて事後監視をしっかりと行っていくことによって需要家の利益を保護していくこととしたい。

(注) 上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

# 経過措置料金規制解除基準と趣旨

- 処分基準等においては、解除基準の具体的内容が、次の①～④のいずれかに該当する場合として規定されているが、そのいずれかに該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないものとされている。

## 経過措置料金規制解除基準

## 趣旨

### ①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- ✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状态」の要件の1つ。
- ✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

### ②直近3年間のフロー競争状況

- ✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- ✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。

### ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- ✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。
- ✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%を超え、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

### ④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- ✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。
- ✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

## 6 経過措置料金規制に係る解除基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

### 解除基準について

#### <旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



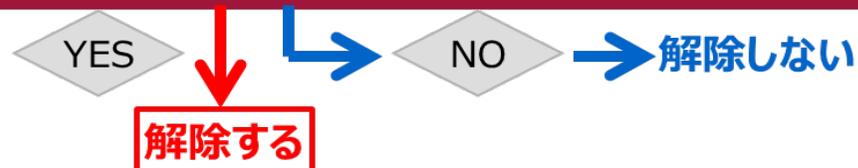
#### <旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



- (注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。
- (注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m<sup>3</sup>未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m<sup>3</sup>未満の需要。
- (注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。
- (注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

## 解除基準の充足状況 ①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- 本基準は、直近の当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の家庭用調定件数を直近の旧供給区域世帯数で除して算出した値が50%以下であるかどうかで判断を行う。
- 各社とも本基準は満たしていない。

### 各社の状況

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
都市ガス利用率 (※)	<b>64.6%</b>	<b>62.4%</b>	<b>56.2%</b>
(参考) 経過措置料金規制を課した際の都市ガス利用率	75.8%	76.9%	66.1%

(※) 家庭用調定件数 (万件) / 旧供給区域内一般世帯数 (万件) × 100 で計算

2020年3月時点

## 解除基準の充足状況 ②直近3年間のフロー競争状況

- 本基準は、小口需要（※1）に係る新築・既築物件について、**当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数**を満たすかどうかで判断を行う。
- また、上記の式を満たすことに加えて、**小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が50%以上**であること及び**他の小売事業者に十分な供給余力があること**が必要である。
- 各社とも、上記式を満たし、かつ認知度が50%以上であるが、十分な供給余力があることについては後述する。

※1 小口需要とは年間使用量10万㎡未満の需要をいう。

### 各社の状況

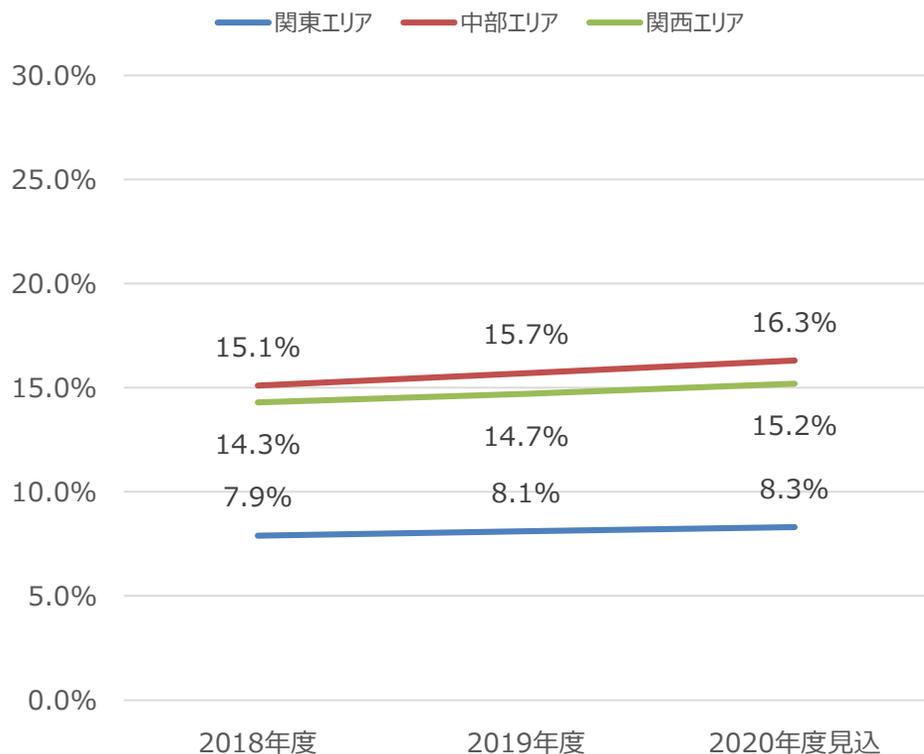
※2020年3月時点

		東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
左辺 (=②)	① 旧一般ガスみなし小売事業者による都市ガス供給採用件数	67万件	36万件	15万件
	② ①×1/2	33.5万件	18万件	7.5万件
右辺 (=③/④×⑤)	③ 0.5（※2） ※2 指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。			
	④ 都市ガス利用率	64.6%	62.4%	56.2%
	⑤ 他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数	167万件	117万件	38万件
	右辺と左辺の大小関係	<b>左辺 ≤ 右辺 (33.5万 ≤ 129万)</b>	<b>左辺 ≤ 右辺 (18万 ≤ 94万)</b>	<b>左辺 ≤ 右辺 (7.5万 ≤ 34万)</b>
		東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
	小売全面自由化に係る認知度	<b>83.6%</b>	<b>84.9%</b>	<b>81.2%</b>

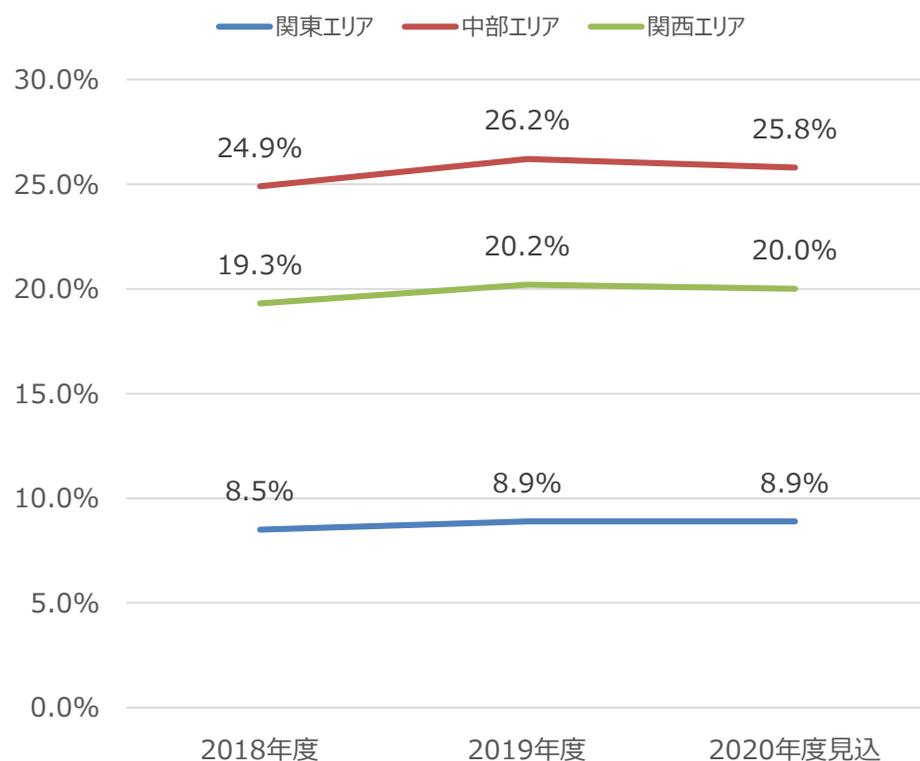
## (参考) 他燃料との競合状況

- 都市ガスは、電気と比較してオール電化、LPガス、灯油等**他のエネルギーとの代替可能性が大きい**。
- 例えば、オール電化については、ストック指標であるオール電化普及率(※1)は関東、中部、関西の各エリアにおいて微増傾向にあり、フロー指標である新築住宅におけるオール電化率(※2)は、オール電化普及率に比して高水準で推移している。

### オール電化普及率の推移



### オール電化率の推移



(※1) オール電化普及率：住宅ストック数に対するオール電化ストック数の比率（ストック）  
(※2) オール電化率：新築着工住宅数に対する新築オール電化住宅数の比率（フロー）

# 解除基準の充足状況 ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- 本基準は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうか、で判断を行う。
- **各社とも、指定旧における他のガス小売事業者の販売量シェアは10%以上**となっているが、十分な供給余力があることについては後述する。

## 指定旧における直近1年間（※）の小口需要に係る他のガス小売事業者の販売量シェア（※）2019.4.1～2020.3.31

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
他のガス小売事業者の販売量シェア	11.9%	13.2%	10.8%

※東京ガス、大阪ガス、東邦ガスそれぞれの指定旧においてガス小売事業を営むガス小売事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施して集計

## 各社の指定旧に参入しているガス小売事業者一覧（2020年3月末時点）

### 東京ガスエリア

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京瓦斯株式会社</li> <li>・東京電力エナジーパートナー株式会社</li> <li>・三菱石油株式会社</li> <li>・ENEOS株式会社</li> <li>・日本瓦斯株式会社</li> <li>・東彩瓦斯株式会社</li> <li>・東日本ガス株式会社</li> <li>・新日本瓦斯株式会社</li> <li>・北日本ガス株式会社</li> <li>・河原実業株式会社</li> <li>・レモンガス株式会社</li> <li>・東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社</li> <li>・株式会社サイサン</li> <li>・株式会社ガスパル</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ファミリーネット・ジャパン</li> <li>・日本ファシリティ・ソリューション株式会社</li> <li>・HTBエナジー株式会社</li> <li>・イーレックス株式会社</li> <li>・中央電力株式会社</li> <li>・株式会社CDエナジーダイレクト</li> <li>・エネックス株式会社</li> <li>・株式会社PinT</li> <li>・エフビットコミュニケーションズ株式会社</li> <li>・アストマックス・トレーディング株式会社</li> <li>・株式会社イーエムアイ</li> <li>・日東エネルギー株式会社</li> <li>・株式会社アースインフィニティ</li> <li>・株式会社グローバルエンジニアリング</li> <li>・東京エナジーアライアンス株式会社</li> </ul> |
|--|---|

### 大阪ガスエリア

- ・大阪瓦斯株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・三菱石油株式会社
- ・岩谷産業株式会社
- ・伊丹産業株式会社
- ・株式会社ガスパル
- ・株式会社ファミリーネット・ジャパン
- ・近畿エア・ウォーター株式会社
- ・イーレックス株式会社
- ・株式会社関電エネルギーソリューション
- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社イーエムアイ
- ・株式会社アースインフィニティ
- ・株式会社アースインフィニティ
- ・テブコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社グローバルエンジニアリング
- ・東京エナジーアライアンス株式会社

### 東邦ガスエリア

- ・東邦瓦斯株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・株式会社ガスパル
- ・株式会社ファミリーネット・ジャパン
- ・イーレックス株式会社
- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社イーエムアイ
- ・テブコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社グローバルエンジニアリング
- ・T&Tエナジー株式会社
- ・東京エナジーアライアンス株式会社

## 解除基準の充足状況 ④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- 本基準は、小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数を満たすかどうか、で判断を行う。
- なお、小口需要に係る小売料金の平均単価（※1）について、ガス販売量は気温等の影響により変動するが、平均単価はガス販売量の増加に伴って低下する傾向であるため、例えば、前年に比べて暖冬である等の事情があった場合はガス販売量が低下し、平均単価が上昇する可能性がある。
- 各社とも、本基準は満たしていない。

※1 原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象することとしている。

### 各社の状況

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
大小関係	経過措置料金件数 > 自由料金件数	経過措置料金件数 > 自由料金件数	経過措置料金件数 < 自由料金件数
直近3年間の小口需要に係る小売料金の平均単価が連続して下落	—（※2）	—（※2）	満たさず

※2 「自由料金メニューによる契約件数 $\geq$ 指定旧供給区域等小売供給約款による契約件数」が成立しない場合は、報告の義務がない。

2020年3月時点

## 十分な供給余力について（総論）

- 「十分な供給余力」は、指定旧における他のガス小売事業者が自社の小売供給の用に供することが可能なガスが十分でない場合（例：製造設備の休廃止によって将来的に供給区域内の余剰供給力が減少）には、旧一般ガスみなしガス小売事業者が値上げ等を行ったとしても全ての需要脱落までは起きないと見込む可能性が理論的に存在し、**競争圧力が十分に機能しない可能性があることから設けられた条件**である。
- 一般的に、事業者が追加的に都市ガスの供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対に必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- そこで、十分な供給余力が要件として規定された趣旨を踏まえつつ、その有無は、例えば以下の2つの視点を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。

### A) 他のガス小売事業者が自ら確保する供給力が十分か

- 獲得する需要を満たす十分な製造設備の余力を現有しているかどうか
- 製造設備の増強・拡大を予定しているかどうか 等

### B) 他のガス小売事業者が外部から調達する供給力が十分か

- 他のガス製造事業者から、必要な受託製造（受託製造約款に基づく受託製造）を受けられるかどうか
- 必要な熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務が積極的に受託されるかどうか
- 他者から積極的に必要なガスの卸供給を受けられるかどうか 等

# 十分な供給余力について（供給力確保義務との関係）

- 気温等の変化によって変動し得るその**需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すという趣旨**から、ガス事業法に基づき、**ガス小売事業者には供給力確保義務が課**されているところであり、**需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当。**
- この供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者がガス事業法に基づき届け出る供給計画において確認しているが、具体的には、**最大ガス需要（※1）**が見込まれる時間帯における**当該最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを確認すること**としている。
- 大手3者の指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者の供給力の確保状況を、届け出られた供給計画に基づいて確認したところ、**2020年度から2024年度までの期間において、最大ガス需要見込みに応ずるための十分な供給能力（※2）を確保できる見通しであることが確認**できた。

※1 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値のこと。

※2 自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるもの及び他事業者からの購入量の合計値を基礎として判断

（小売）第5表 年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名： \_\_\_\_\_

（単位：m<sup>3</sup>/時）

地区名等		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

最大ガス需要見込みに応ずるための、十分な自社ガス発生量及び他事業者からの購入量があるか

## 4. ガス小売事業者の供給力確保義務について

15

### 【論点1】

何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。

➡ 供給力確保義務の趣旨は、ガス小売事業者が気温等の変化によって変動し得るその需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すというものである。このため、供給力確保義務の履行については、以下のとおり整理することとしてはどうか。

○改正後のガス事業法第13条第1項に規定する「小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要」とは、気温の変化等による需要の変動分を含めた需要のことであり、ガス小売事業者は、これを上回る「供給能力」を確保することが求められる。

○このため、ガス小売事業者が実需給断面における供給力確保義務を履行するに当たっては、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当である。

(注1) 供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者が届け出ることとなる供給計画において確認することとする。

(注2) 需要に見合った供給能力が確保されているか否かを判断するに当たっては、一般ガス導管事業者の供給区域毎 (旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、供給地点群毎) に判断することとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。

# 十分な供給余力について（他のガス小売事業者へのヒアリング結果）

- 大手3者の指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者に対しその供給力の確保状況についてヒアリングを実施したところ、需要に応じた供給力確保の見込みがあり、**足元の供給力の確保については特段問題ないことが確認できた。**
- 他方で、**将来にわたって十分な供給余力を確保し得るかどうか**については、特に外部から調達する供給力に関し、**受託製造約款外の委託熱調契約（※）や都市ガス卸契約を相対交渉により引き続き締結できるかどうか**等について懸念が示された。（※）ガス事業法に基づく受託製造は、液化ガス貯蔵設備及びガス発生設備を用いて行うガスの製造をいい、熱量調整や付臭のみを行う場合は受託製造約款外での相対交渉となる。
- 他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうかについては、この懸念に関して、**外部から調達する供給力に関する事項や、新規参入者自らが保有又は増強する製造設備の余力等**を考慮しつつ検討を深めることが必要と考えられる。
- この点、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会に対して、意見を聴くこととしてはどうか。

## ヒアリング結果

A社	現状認識	● 現状相対での委託熱調契約を利用できており、 <b>足元の供給力については心配はない。</b>
	懸念事項	● 相対交渉を行い、旧一般ガス事業者の余力の範囲での <b>委託熱調契約</b> を締結しているが、今後これが <b>更新されない場合、供給力が不足する懸念</b> がある。 ● 供給余力があるエリアから供給力が不足するエリアへの振替供給が実施できれば供給力不足解消に寄与する。
B社	現状認識	● 設備余力等を考慮すれば、 <b>直近では供給力が不足することは見込まれない。</b>
	懸念事項	● 需要が短期間でスイッチされた場合、 <b>基地利用や都市ガス卸の相対交渉を実施するが、相対交渉がうまくいくか不明。</b>
C社	現状認識	● 現状相対での委託熱調契約を利用できており、 <b>足元の供給力については心配はない。</b>
	懸念事項	● 振替供給を利用して供給しているエリアが存するが、 <b>振替上限量に達してしまった場合、当該エリアへの販売活動が停滞する懸念</b> がある。 ● 現状、エリアで唯一ガス製造設備を有する旧一般ガス事業者との相対交渉により <b>委託熱調契約を締結しているが、当該契約が締結できなくなった場合、供給力が確保できなくなる懸念</b> がある。

## 今後の検討の進め方

- 各社の基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「**適正な競争関係が確保されていると認められない**」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら**総合的に判断**することとしているところ。
- 次回以降の本委員会において、前頁の電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取結果や、パブリックコメントの結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。
- なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は**特別な事後監視**を実施し、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

### 各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	×	×	×
②直近3年間のフロー競争状況	△ (※)	△ (※)	△ (※)
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	△ (※)	△ (※)	△ (※)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×	×	×

(※) 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる場合には、基準を満たす。

## 【前回の御指摘事項② (松村委員)】

経過措置料金規制に係る指定解除基準については、事務局提案のものを十分条件として整理するのではなく、実際に解除するに当たっては、これらの指標を勘案しつつ、総合的に判断すべきではないか。

- まず、経過措置料金規制の解除基準については、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者との公平性を確保する観点からは、この**解除基準を不透明なものとする**ことは回避することが**適当**。
- 他方、前回の本小委員会においては、旧一般ガス事業者に係る経過措置料金規制の解除基準として以下の4つを提示したところであるが、それぞれの解除基準を形式的に満たしていたとしても、例えば、**以下のような場合には、他のガス小売事業者等との適正な競争関係が確保されていると評価することができない**。
- このため、御指摘を踏まえ、経過措置料金規制を解除するに当たっては、お示した**解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断すること**としたい。

(注) 旧簡易ガス事業者についても同様。

### <解除基準①>

**直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下**

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

### <解除基準②>

**小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数**

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数 (右辺の件数と左辺の件数の和) が著しく少ない場合。

(注) ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

**<解除基準③>**

**直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある**

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

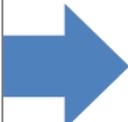
- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

**<解除基準④>**

**小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数**

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)

- 
- また、経過措置料金規制の指定基準については、前回の本小委員会において次頁の基準を提示したところであるが、こうした「総合的に判断する」との考え方は、経過措置料金規制に係る指定を行う際も同様に採用することが適当である。
  - このため、上記の考え方については、経過措置料金規制を解除する場合のみならず、指定する場合においても同様に採用することとしたい。

(注) 簡易ガス事業者についても同様。

## (参考) 都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数の考え方について

28

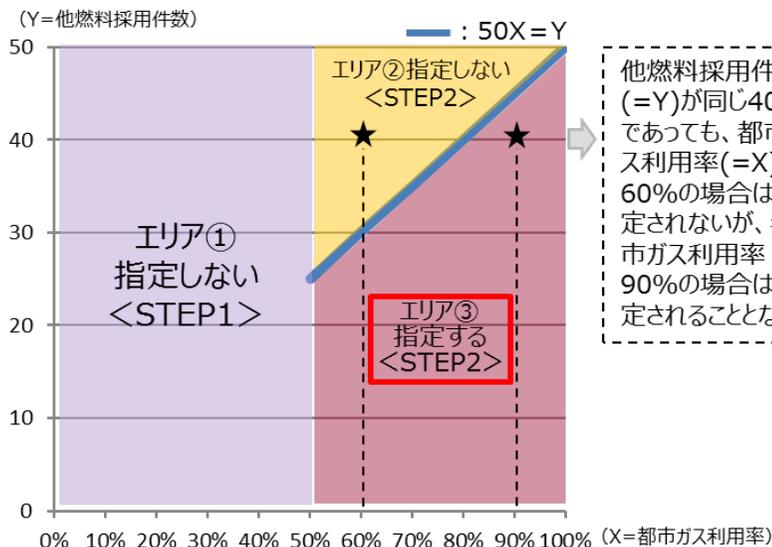
- 以下の式を用いると、STEP 2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス供給採用件数との比較が可能となる（離脱件数と獲得件数についても同様。）。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさない（左辺 ≤ 右辺）ためには、より多くの他燃料採用件数が必要となる。
- 例えばSTEP 2の①について、以下の式、**X = 都市ガス利用率**、**Y = 他燃料採用件数**とし、**都市ガス供給採用件数を50件と仮定した場合**、指定を行うか否かの判断基準については、都市ガス利用率の値であるXの値に応じて以下の表のとおり整理される。

$$\frac{\text{都市ガス供給採用件数}}{\text{他燃料採用件数}} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5 \text{ (注)}}{\text{都市ガス利用率}} \Rightarrow \frac{\text{都市ガス供給採用件数}(=50)}{\text{他燃料採用件数}(=Y)} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{\text{都市ガス利用率}(=X)} \Rightarrow \frac{50}{Y} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{X} \Rightarrow 50X > Y$$

(注) 「0.5」とは、STEP1により指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。

この式を満たせば指定基準の1つを満たすこととなる。

- エリア① ( $X \leq 0.5$  (50%)) : 旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下であるため、STEP 1の基準により、指定しない。
- エリア② ( $50X \leq Y$ ) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を上回るため、指定しない。
- エリア③ ( $50X > Y$ ) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を下回るため、指定する。  
(ただし、STEP 2の②についても離脱件数が調整後の獲得件数を下回る場合に限る。)

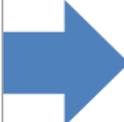


X:都市ガス利用率	実際の都市ガス供給採用件数	50X:調整後都市ガス供給採用件数	Y:他燃料採用件数	
50%以下	—	—	STEP1の基準により指定しない	
51%	50	25.5	26以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			25以下 ( $50X > Y$ )	指定する
60%	50	30	30以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			29以下 ( $50X > Y$ )	指定する
70%	50	35	35以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			34以下 ( $50X > Y$ )	指定する
80%	50	40	40以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			39以下 ( $50X > Y$ )	指定する
90%	50	45	45以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			44以下 ( $50X > Y$ )	指定する
100%	50	50	50以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			49以下 ( $50X > Y$ )	指定する

28

### 【前回の御指摘事項③ (池田委員、大石委員)】

国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べる  
ことができる機会があるのか。

- 
- **経過措置料金規制の解除要件**については、まさに、消費者委員もまじえた本小委員会において御議論いただいているところであるが、**実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からの御意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当**である。
  - このため、**実際に経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施することとし、その結果を踏まえ、経過措置料金規制を解除しても差し支えないかどうかを国が総合的に判断していくこと**としたい。
  - 他方、経過措置料金規制が課される一般ガス事業者・簡易ガス事業者は相当数に上ることが想定されるところ、その全てについて上記の経路を経ることとした場合、**行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることも想定される**ところである。
  - このため、経過措置料金規制を解除しようとする際に**パブリックコメントを実施する対象事業者**については、**需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者**としたい。(注1) (注2)
  - また、これらの旧一般ガス事業者については需要家に与える影響が特に大きいことに鑑み、**経過措置料金規制を解除しようとする際のみならず、経過措置料金規制に係る指定を行うか否かの判断を行う際にもパブリックコメントを実施することにより、国が広く関係者の御意見を聴取した上で、判断していくこと**としたい。

(注1) 供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、大手3社については物価関係閣僚会議に付議すべき事業者であり、供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者については消費者庁に協議すべき事業者であると整理されている。パブリックコメントの対象事業者については、需要家に対する影響の大きさを勘案することが適当であることから、この指標を参考にすることとする。

(注2) 供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者(大手3社を除く。)とは、現時点では、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスである。仙台市ガス局は公営事業者であることから、その他の事業者についてパブリックコメントを実施することとなる。

## 1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的内容をどうするかが論点。

### <事後監視の具体的内容について>

- 前述のとおり、**小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。**
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である。
- この点、**現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ**（例えば、東京ガスでは32m<sup>3</sup>、大阪ガスでは33m<sup>3</sup>、東邦ガスでは31m<sup>3</sup>）、**当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。**（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）（注1）
- なお、第5回の本小委員会において、伊東ガスから次頁のような御意見があったとおり、**小売全面自由化後は、別荘やリゾートマンションなどの使用量が少ない需要家について、当該需要家に係る収支の改善を目指した料金改定（いわゆるリバランス）が行われる可能性があるが、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則や、当該需要家に対するガス供給に係る赤字については、現在、他の需要家からの収入によって補填されているという実態を踏まえれば、こうした料金改定まで妨げる必要はないのではないか。**

(注1) 国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。

## 1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

### <事後監視の対象事業者と期間について>

- **都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者**については経過措置料金規制が課されないこととなるが、そもそもこのような旧一般ガス事業者は**他燃料との競争が特に激しいがゆえに、小売料金の合理的でない値上げが行われることはおよそ想定されない。**
- このため、**都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者については、事後監視の対象外として**はどうか。
- また、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則という中において、**上記の事後監視スキームは、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者に対してのみ課される極めて例外的な措置**であることから、これを恒久化することは適当ではない。
- このため、**事後監視については、3年間の時限措置**としてはどうか。(注2) (注3) (注4)

(注2) 小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年4月から3年間は事後監視を受ける期間となり、小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から3年間は事後監視を受ける期間となる。ただし、これらの期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに3年間、事後監視を行っていくこととする。

(注3) こうした事後監視については、旧簡易ガス事業者についても同様に行う。また、監視の対象となる旧簡易ガス事業者に係る小売料金については、ガス事業生産動態統計を踏まえ、家庭1件当たりの標準使用量の県別の値を前提とした小売料金とする。

(注4) 上記の事後監視が終了した後においても、国は一般的な市場監視(小売料金水準の確認等)を行っていく。